

相 談 事 例

ID：04-07-014

相談タイトル

自宅敷地に接する道路と側溝の段差について

Q：ご相談内容

現在自宅（住宅）を新築中であるが、自宅敷地の南側に接する道路と側溝に段差があり、気になるので市の担当課に対応を依頼をしたが、個人的なことなので対応できないと言われた。市と交渉するにあたり、どのような働きかけをすれば良いのか聞きたい。

A：回答

- ・「南側にある道路と側溝に段差があり」の状況がどのようなものなのか？
- ・「個人的なことなので対応できない」（市担当課）というのがどのような内容か？

が不詳のため、ご相談内容にあった回答になるかわかりませんが、通常想定される範囲でお答えさせていただきますと、①側溝というのは道路の幅の中に設置されているものですので、側溝と道路に大きな段差があれば、車両等の通行上危険ですので、その様な状況であれば、道路管理者（市道であれば市の道路管理部門）が主体的に是正の対応に当たると考えます。②個人的なことなので対応できないというのが、市としては対応できないということであれば、例えば、個人のお宅への道路からの出入りに当たり、縁石や歩道を切り下げなければならない場合には、そのお宅の方が道路法に基づき、承認工事の申請を行い、承認後自費で工事を行うこととなります。いずれにしても、不具合の状況を写真等に撮り、状況を明確に説明できるようにして、市の道路管理部門（市道であれば）に相談していただくこととなります。